

不利益処分に係る処分基準

令和8年4月1日作成

処 分 の 概 要	特定歴史公文書等の閲覧の中止または禁止
条 例 等 名	函館市特定歴史公文書等の保存, 利用および廃棄に関する規則
根 拠 条 項	第11条
条 例 等 の 定 め (事務の内容)	市長は, 特定歴史公文書等の閲覧をする者が当該特定歴史公文書等を汚損し, もしくは破損するおそれがあると認めるとき, または職員の指示に従わないときは, 当該閲覧を中止させ, または禁止することができる。
処 分 基 準	上記のとおり
申 請 先	函館市総務部文書法制課 (電話 21-3649)
備 考	